

令和7年度eラーニングによる運行管理者一般講習受講助成金交付要綱

一般社団法人栃木県トラック協会

(目的)

第1条 栃木県トラック協会（以下「栃ト協」という。）は、運行管理者指導講習等のオンライン化に対応するため、会員事業者（以下「事業者」という。）に所属する運行管理者がオンラインで当該講習を受講する際の助成を行うことにより、事業者の利便性向上を目的とする。

(資格・要件)

第2条 助成対象は、事業者が栃木県内の営業所において選任している運行管理者とする。

2 事業者とは、栃ト協に加入し、かつ、正常なる会費の納入がなされている事業者をいう。

(助成対象期間)

第3条 令和7年3月3日(月)から令和8年3月2日(月)までの間に受講が終了し、支払いが完了したものとする。

(助成対象講習及び助成額)

第4条 助成対象となる講習は、独立行政法人自動車事故対策機構が提供するeラーニング方式による運行管理者一般講習とし、助成額は受講料の全額（1名当たり、3,200円）とする。

ただし、講習テキストの送料等については助成対象としない。

(助成金の交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする事業者は、「eラーニングによる運行管理者一般講習受講実績報告書（助成金交付請求書）」により、令和8年3月5日(木)までに協会で定める書類を添付し、栃ト協に対して提出しなければならない。

(助成金の交付)

第6条 栃ト協は、前条の実績報告書及び関係書類の提出があったときは、その内容を審査し、条件に適合すると認めたときは助成金を交付する。

(助成金の返還)

第7条 栃ト協は、次の各号のいずれかに該当するときは、事業者に対し既に交付した助成金の全部もしくは一部の返還を命じることができる。

(1) この要綱その他栃ト協が定める事項に違反したとき

(2) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき

2 前項の規定により返還を命じられた事業者については、栃ト協が行う助成事業すべてに係る申請は、原則として、当分の間、受付又は交付決定を行わないものとする。

(その他必要な事項)

第8条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、別に定める。

(附則)

第1条 本要綱は令和7年4月1日より適用する。